

令和6年4月1日から

施設使用料等が改定されます。

令和6年4月1日から、市内における公共施設の使用料が改定されることになりました。使用料金は、平成18年度に見直しを行って以来、据え置きとなっておりますが、公費負担・受益者負担の適正化に向けた見直しが必要となったものです。

公共施設などの維持管理にかかる費用は、施設利用のサービスを受ける利用者からの使用料により、その一部を補っています。施設利用者として、使用料は当然安価であることが望まれますが、使用料で賄いきれない維持管理経費は、施設を利用していない市民等の税金などで賄われています。今回の見直しは、施設利用者と施設を利用していない者との負担の公平性や受益者負担の適正化の観点から行なわれるものですので、ご理解をお願いします。

【新・旧】浅水ふれあいセンター 1時間当たりの施設使用料

【令和6年度からの新使用料】

【令和5年度までの現行使用料】

注) 波線の部分が改定後の使用料。

(単位=円)

区分	【新使用料】		※冷暖房料は、新使用料に含まれます。	現行使用料		現行冷暖房料	
	市内	市外		市内	市外	冷房	暖房
農産加工室	200	300		200	300	100	100
クラブ室	200	300		200	300	100	100
<u>和室</u>	<u>250</u>	<u>375</u>		200	300	100	100
<u>研修室</u>	<u>300</u>	<u>450</u>		200	300	100	100
<u>多目的ホール</u>	<u>1,050</u>	<u>1,575</u>		700	1,050	300	300
<u>テニスコート</u>	<u>450</u>	<u>675</u>		300	450		
ナイター照明	300円/1時間			ナイター照明		300円/1時間	

施設使用料の改定に合わせて減免制度も見直しされます。

- 「登米市公の施設使用料の減免等に関する規則」に規定する一部の減免団体及び減免割合の見直しが行われます。
- 減免団体に限らず行われる無償のボランティア活動のうち、一定の要件を満たす場合は、使用料を免除することができる規定が新たに追加されます。
- 「登米市公の施設使用料の減免適用団体登録要綱」を、令和5年度をもって廃止し、申請受付は令和6年2月末で終了します。なお、現在の登録期間内は減免制度の適用を継続します。

※施設使用料等の詳しい内容は、登米市ホームページをご覧ください。